

67 銀行預金の差押えの場合

債権（仮）差押命令申立事件において、銀行預金の払戻請求権を差し押さえる場合

【記載例】

当事者目録

〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
債権者 〇 〇 〇 〇

〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇法律事務所（送達場所）
債権者代理人弁護士 〇 〇 〇 〇

〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
債務者 〇 〇 〇 〇

〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
第三債務者株式会社〇〇銀行
代表者代表取締役 〇 〇 〇 〇

（送達場所）

〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇銀行〇〇支店内

〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇銀行〇〇支店内

以上

作成上の留意点

- 1 本事例は、銀行預金の払戻請求権を差し押さえる場合で、1通の申立書で二つの支店に同時に差押えを行うときの当事者目録です。この場合、差押債権目録にも二つの支店の口座が特定表示されることとなります。
- 2 株式会社の代表者の表示については、「66 会社員の給料の差押えの場合」を参照してください。
- 3 預金は当該口座のある支店（取扱支店）で管理されていますので、差押命令の迅速、速やかな送達によって差押えの実効性を高めるために、支店等の従たる事務所、営業所を送達場所として表示するのが通例です。
- 4 支店を特定して預金債権を差し押さえた場合には、その差押えの効果は、当該支店の口座にのみ生じると解されています。
- 5 本事例のように、複数の支店の口座についての預金債権を差し押さえる場合、請求債権額を支店毎に適宜案分して、例えば、300万円の請求債権の場合には、A支店に200万円、B支店に100万円と案分して差し押さえるのが通例です。これに関しては、支店を列挙し、これに順序を付して差押債権を表示する、いわゆる限定的支店順位方式による差押命令申立てについて、差押債権の特定が不十分であるとした裁判例があります（東京高決平18・7・18金法1801・56）。これに対して、限定的支店順位方式による申立てを肯定する裁判例もあり、その場合には、銀行が支払停止をするための業務が容易になるように、債権者が、当事者目録の債務者の表示にフリガナ及び生年月日を記載するなどの配慮をしたことも考慮されて、そのような判断がされているようです（千葉地決平19・2・20金法1805・57参照）。この場合の債務者の表示は次のとおりとなります。

【参考例1：債務者の表示にフリガナ及び生年月日を記載した例】

〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">債 務 者</div> <div style="text-align: center;">フリガナ 〇 〇 〇 〇</div> </div> <p style="text-align: right;">(昭和〇年〇月〇日生)</p>

- 6 支店の特定に関しては、支店番号の若い順に順位付けして大銀行の全支店に差押えをしようとした事案（全店一括順位付け方式）について、差押債権の特定を欠き不適法とする最高裁決定があります（最決平23・9・20民集65・6・2710, 判時2129・41）。そのほかに、銀行の（多数ある支店のうち）預金債権額の最も大きな支店に差押えをしようとした事案（預金額最大店舗指定方式）について、差押債権の特定を欠き不適法であるとする最高裁決定（最決平25・1・17判時2176・29）も参考になります。
- 7 また、インターネット銀行の口座（ヴァーチャル口座）を差し押さえる場合の第三債務者の表示については、債務者名義の口座の番号が判明している場合には、支店を特定せずに「株式会社〇〇銀行」と記載すれば足りませんが、口座番号が不明の場合は、「株式会社〇〇銀行インターネット支店」などと支店名（登記されている場合もあります。）を記載する必要がある銀行と支店の特定を要しない銀行（インターネットのみで営業している銀行に多いです。）があります。
- 8 「休眠預金等代替金債権」の差押えについて
最後の取引から10年を経過した預金等は「休眠預金等」として金融機関から預金保険機構（以下、本事例では「機構」という。）に移管され、預金者等であった者が払い戻すためには、機構に対して、

休眠預金等代替金債権を行使することになります（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律7 I・II）。

機構は、預金者等であった者に対して、休眠預金等代替金の支払債務を負うことになりますが、当該支払等業務を元々の金融機関に委託することができます（同法9④・10 I）。機構の委託を受けて支払等業務を行う金融機関が取り扱う休眠預金等代替金債権に対する強制執行及び仮差押えについては、機構が送達を受けるべき場所は当該金融機関の営業所又は事務所とし、当該金融機関を送達受取人とする旨が規定されています（同法47）。

【参考例2：休眠預金等代替金債権の差押えの場合】

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-12-1

新有楽町ビルディング9F

第三債務者 預金保険機構

代表者理事長 ○○○○

(送達受取人) 株式会社○○銀行

代表者代表取締役 ○○○○

(送達場所)

〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○番○号

株式会社○○銀行○○支店内

(注) 機構の委託を受けて支払等業務を行う金融機関は限定的であり（同法2 I）、名称のみで十分特定できる。また、送達場所となる支店等を併記することにより送達事務にも支障がないことから、送達受取人の本店所在地を記載する必要はない。送達受取人が金融機関すなわち法人の場合には、法人の代表者が受送達者となるので（民訴37・102 I）、送達報告書の受送達者欄には「第三債務者送達受取人代表者○○○○」と金融機関の代表者名を記載することになる。

174 労務報酬債権（給料支払形態が不明のとき）の場合

債権者が債務者に対する金銭債権の回収を図るため、債務者が第三債務者に対して有する給料又は労務報酬債権（給料支払形態が不明のとき）の差押えの申立てをする際に差押債権目録を作成する場合

【記載例】

差 押 債 権 目 録

金〇〇〇万円

債務者（〇〇勤務）が、第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する給料（基本給と諸手当。ただし、通勤手当を除く。）又は継続的に支払いを受ける労務報酬債権（日給、週給、歩合手当、割増金）並びに賞与債権（夏季、冬季、期末、勤勉手当）の額から所得税、住民税及び社会保険料を差し引いた残額の4分の1（ただし、給料債権及び継続的に支払を受ける労務報酬債権から上記と同じ税金等を控除した残額の4分の3に相当する額が、下記一覧表記載の支払期の別に応じ、同記載の政令で定める額を超えるときは、その残額から政令で定める額を控除した金額。また、賞与債権については、上記税金等を控除した残額が44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額。）にして、頭書の金額に満つるまで

なお、前記により弁済しないうちに退職したときは、退職金債権から所得税及び住民税を控除した残額の4分の1にして、前記による金額と合計して頭書金額に満つるまで

記

支 払 期	政 令 で 定 め る 額
毎 月	33万円
毎 半 月	16万5000円
毎 旬	11万円
月の整数倍の期間ごと	33万円に当該倍数を乗じて得た金額に相当する額
毎 日	1万1000円
その他の期間	1万1000円に当該期間に係る日数を乗じて得た金額に相当する額

以 上

作成上の留意点

- 1 本事例は、債権者が債務者に対する金銭債権の回収を図るため、債務者（被雇用者又は労役者）が第三債務者（雇用主又は使用者）に対して有する給与債権又は労務報酬債権を差し押さえる際に作成する差押債権目録の記載例です。いずれも、継続的給付債権（民執151）に該当します。
- 2 労務報酬債権とは、労役者又は雇人が使用者からその労力又は役務のために行った継続的かつ定期的に支払を受ける報酬債権全般を指します。差押債権が給料債権か労務報酬債権かどうか不明な場合には、第三債務者が混乱しないように、「給料又は継続的に支払を受

ける労務の報酬」として特定しておくことで、いずれの債権であっても差押えをすることができます。

- 3 また、歩合手当や時間外割増金の場合でも、それが実質的に見て労力又は役務に対する報酬であって、給与と同様に生計を維持するために支給を受ける継続的な収入であれば、その支払期に受けるべき給付の4分の3について差押えが禁止されます（民執152 I ①）。
- 4 本事例は、債権執行の申立てを想定したものです。保全命令の申立てにおいて仮差押目録を作成するときも同様です。ただし、保全命令の申立ての場合には、保全の必要性の観点から、「本命令送達日以降令和〇年〇月〇日までの間に支払期の到来する。」というように、本案訴訟の平均審理期間を考慮して1年程度の期間に見合う金額を仮差押債権目録とするのが実務の取扱いとなります（民事保全・実務と書式2205頁）。
- 5 本事例は、債務者の給与等の支払期が明らかでないときの記載例です。この場合には、差押禁止の範囲が第三債務者にも判別しやすいように、民事執行法施行令2条で定める金額を表示します。

《参考となる判例》

- 「給料」とは、労役者又は雇人が使用者から継続的かつ定期的に支払を受ける労力又は役務に対する報酬の意味と解するのが相当であり、日給又は月給として支払を受けるものたると、歩合又は出来高払の名称により支払われるものたると、又は各種手当金の名称により労働契約の諸般の実情に応じ支払われるものたるとを問わず、それが継続的かつ定期的に支払われるものである限り、すべてこれを含むものと解する。

（大阪高判昭35・9・30高民13・7・670，判時249・21）

210 遺産目録

遺産分割の審判の申立てをしようとする際に、遺産目録を作成する場合

【記載例】

遺産目録

1 不動産

(1) 土地

所在地 ○○県○○市○○町○丁目
 地番 ○番○
 地目 宅地
 地積 ○○平方メートル

固定資産評価額（令和○年） ○, ○○○, ○○○円

使用状況等 被相続人の持分2分の1。(2)の敷地。

(2) 建物

所在地 ○○県○○市○○町○丁目○番地○

家屋番号 ○番○

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 ○○平方メートル

2階 ○○平方メートル

固定資産評価額（令和○年） ○, ○○○, ○○○円

使用状況等 相手方○○○○が居住

2 預貯金

- (1) ○○銀行○○支店普通預金（口座番号○○○○○○○○）
残高 ○, ○○○, ○○○円（令和○年○月○日時点）
保管状況等 通帳は申立人が保管
- (2) ゆうちょ銀行通常貯金（記号番号○○○○○-○○○○○○○○○）
残高 ○, ○○○, ○○○円（令和○年○月○日時点）
保管状況等 通帳は相手方○○○○が保管

3 株式

○○株式会社 ○○株
評価額 ○○, ○○○円（令和○年○月○日終値○円）
保管状況等 ○○証券○○支店管理

4 現金

○○○, ○○○円
保管状況等 申立人が保管

以 上

作成上の留意点

- 1 本事例は、遺産分割の審判の申立てを想定した遺産目録です。遺産分割の審判・調停の申立てをするには、遺産目録を提出しなければならず（審判につき家事規102 I, 調停につき家事規127・102 I）、通常は、申立書の別紙として「遺産目録」を作成して提出します。
- 2 遺産目録には、被相続人の遺産（分割の対象となる遺産）を、不動産、預貯金、株式等に分類した上、内容が特定できるように記載します。また、申立時点の遺産の評価額、残高や財産の使用状況や

証書等の保管状況等も記載します。

3 不動産については、不動産登記記録又は登記事項証明書の内容を正確に記載しますが、一団の土地や土地とその土地上の建物については、できるだけまとめて記載するようにします。また、不動産が共有の場合は被相続人の持分を、不動産登記記録上の名義人が被相続人と異なる場合には実際の名義人の氏名も記載し、相続人等が不動産を使用している場合はその旨も記載します。

4 預貯金については通帳の保管者を、債権については証書番号など、現金については現金の保管者も記載します。なお、預貯金については、下記判例のとおり、相続開始と同時に当然に分割されることなく遺産分割の対象となりますが、平成30年7月6日に成立した「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」により創設された民法902条の2により一定限度での払戻しが可能となり、同法に基づき権利行使された預貯金債権は、当該共同相続人が遺産の一部分割によりこれを取得したものとみなされます（民909の2）。

このような場合においても、具体的相続分を超過するときは、その後の遺産分割において清算義務を負うことになるため（堂蘭幹一郎・野口宣大編著『一問一答新しい相続法』75頁（商事法務，2019））払戻分についても、払戻しを受けた遺産と明記した上で、遺産目録又は申立書の別紙等として記載しておくことが相当と思われます。

5 本事例のほか、遺留分侵害額請求（遺留分減殺請求）、遺産の範囲確認等の訴えの訴状を作成する場合も「遺産目録」を作成することがありますが、これらの場合には、遺産の内容を特定する事項だけを記載しています（なお、標題を「財産目録」としたり、訴額算定の資料として評価額を記載することもあります。）。

《参考となる判例》

- 保険受取人とされた相続人が取得する死亡保険金請求権又は死亡保険金は、民法903条1項に規定する遺贈又は贈与に係る財産には当たらず、特段の事情が存ずる場合のみ、特別受益に準じて持戻しの対象となるとした事例（最決平16・10・29民集58・7・1979，判時1884・41）
- 相続開始から遺産分割時までの間に生じた賃料債権は、遺産とは別個の財産というべきであり、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得するとした事例（最判平17・9・8民集59・7・1931，判時1913・62）
- 共同相続された普通預金債権，通常貯金債権及び定期貯金債権は，相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく遺産分割の対象となるとした事例（最決平28・12・19民集70・8・2121，判時2333・68）